（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第２ 第１部～第５部　（略） 第６部　追　補　(3) 注　射　薬 品　名　規　格　単　位 （あ） ㊢　アルプロスタジル注５μgシリンジ「科研」　５μg１mL１筒	**別表第２** 第１部～第５部　（略） （新設）

○厚生労働省告示第二百八十五号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次の表のように改正し、令和七年十月二十二日から適用する。

令和七年十月二十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

別表１

改正後		
	薬剤	番号
（略）		
73	ドナネマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年９月24日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	293及び294
	ドナネマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年８月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	293
（略）		
108	アバトロンボパグマレイン酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年８月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2084及び2087

別表１

改正前		
	薬剤	番号
（略）		
73	ドナネマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年９月24日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	293及び294
（略）		
（新設）	（新設）	（新設）